

【令和元事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>1 所得税</p> <p>(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況</p>	<p>所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある実地による調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。</p> <p>このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。</p> <p>このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。</p> <p>実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,034件（前事務年度1,211件）、着眼調査が454件（同785件）、合計は、1,488件（同1,996件）であり、簡易な接触の件数については、<u>9,332件</u>（同12,356件）となっています。</p> <p>これらの調査等の合計件数は<u>10,820件</u>（同14,352件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は<u>7,084件</u>（同9,695件）となっています。</p>	<p>所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある実地による調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。</p> <p>このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。</p> <p>このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。</p> <p>実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,034件（前事務年度1,211件）、着眼調査が454件（同785件）、合計は、1,488件（同1,996件）であり、簡易な接触の件数については、<u>9,200件</u>（同12,356件）となっています。</p> <p>これらの調査等の合計件数は<u>10,688件</u>（同14,352件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は<u>7,077件</u>（同9,695件）となっています。</p>

※下線部が訂正箇所である。